

マチ類資源保護区の概要 (沖縄海区漁業調整委員会指示)

- (1) マチ類の資源水準は低位であり、資源の保護が必要です。
- (2) 禁漁期間中の保護区においては、漁業者、遊漁者ともに、ひき縄釣り以外の漁法により水産動植物を採捕してはいけません。
- (3) 保護区の位置、禁漁期間は、「水納北」以外は、これまでと同様です。
 ※ 平成30年度から「水納北」の禁漁期間に変更があります。
 (変更前: 1~6月 ⇒ **変更後: 3~7月**)。

令和5年度版

内容は令和4年度と同様です。

有効期間: 令和5年4月1日から5年間
 (2028年3月31日まで)

お問い合わせ先
 沖縄県農林水産部水産課 漁業管理班
 TEL 098-866-2300

